

研究ノート

宗祖と『扶桑略記』

小西徹龍

一

日蓮聖人御遺文についての諸先学の研究をみる時、その御遺文（以下遺文と略称する）の内容を教学的に解釈・解説するという方面の研究は古くから行われているが、遺文を文献資料として多方面から分析するという研究は、最近になって盛んになり始めた観がある。

遺文を文献資料として扱うについては、その遺文の系年・真偽等、前提となる検討事項が多くあり、そのことが此の方面に於ける研究を困難にしているともいえよう。

宗祖が文を成されるについて、多くの先行文献を参考にし、また引用されていることは周知のことである。ところが、更に一歩進んで宗祖が日常どのような文献を座右に置かれていたかということになると、これを明らかにすることは一層困難である。

さて、この種の研究の一つとして、小泉弘氏が日蓮門下寺院に伝わる写本等を検討された結果、『宝物集』が宗祖の身边に置かれていたという考察をされ、現存遺文中に、『宝物集』が引用されていること等についても明らかにさ

れた⁽¹⁾。ただ同氏の研究は、『宝物集』についての研究であり、『宝物集』と遺文との関係について特に焦点をあてた検討ではないため、問題が残されているように思われる。

二

例えば小泉氏は、『日蓮遺文』と『宝物集』の同類記事を多数掲げておられるが、その中、「諫曉八幡抄」にみえる『扶桑略記』引用の文について、次掲のような『宝物集』の文を同類のものとして掲げておられる。⁽²⁾

「諫曉八幡抄」

故に扶桑記云 又伝教大師奉_レ為八幡大菩薩_一於_レ三神宮寺_一自講_レ法華經_一。乃聞竟大神託宣 我不_レ聞_レ法音_一久歷_二歳年_一。幸値_二遇和尚_一得_レ聞_二正教_一。兼為_レ我修_二種種功德_一。至誠隨喜。何足_レ謝_レ德矣。兼有_二我所持法衣_一。即託宣主自開_二宝殿_一手捧_二紫袈裟_一・紫衣_一。奉_二上和尚_一。大悲力故幸垂_二納受_一。是時祢宣祝等各歎異云元来不_レ見_二不_レ聞_三如是奇事_一哉。此大神所_レ施法衣今在_二山王院_一也_{云々}。

『宝物集』⁽⁴⁾

仏のよろこび給ふのみにあらず、神明も随喜し給へり。伝教大師、宇佐の宮にて講読せしかば、八幡大ぼさつ、むらさきの衣を布施にしまひき。

両記事の内容は同じであるため同類ということについて問題はないが、同氏は宗祖が『宝物集』を身辺に置かれていたと論じておられるので、この観点からみると「諫曉八幡抄」の記事も『宝物集』を参考にして成されたと考えられたかも知れない。しかし両者を比較して明らかのように、記事の内容は同じであるが、遺文は『扶桑略記』を資

宗祖と『扶桑略記』

料として全文引用したのに対して『宝物集』は、その資料の意識をした形となっており、この場合『宝物集』より『扶桑略記』をそのまま引用したと考えるべきであろう。⁽⁶⁾

『扶桑略記』については別稿において述べたので重複することはさけるが、遺文中に『扶桑略記』を引用した箇所がいくつか見られる。⁽⁷⁾ そのため前稿においては仏教伝来の記事を中心として、歴史的な記述の際には『扶桑略記』を参考にされた可能性について述べたが、ここでもう一度、別の資料から考えてみたい。

三

例えば遺文中から「聖徳太子」の行跡について記した記事を抽出してみると、大体次のように分けることが出来る。

一、仏法弘通に力を尽した記事

(例) 日本には神武天王よりは第三十代、欽明天王の御宇なり。欽明の御子、用明の太子に上宮王子仏法を弘通し給のみならず、竝に法華經・浄名經・勝鬘經を鎮護国家の法と定させ給ぬ。(撰時抄 昭定一〇一四頁)

類文 同一一六三・一二〇七・一五三九・一五七八・一六三〇・二〇〇六頁

二、仏教受容について守屋と対立した記事

(例) 後漢明帝者悟金人之夢、得白馬之教、上宮太子者誅守屋之逆、成寺塔之構。(立正安国論 昭定二二三頁)

類文 同三二五・四二八・五九九・九四五・一三八〇・一四五九・一五二一・一六五九・一六八三頁

三、崇峻天皇の相を占った記事

(例) 人王第三十三代の皇にてをばせしが聖徳太子を召て勅宣下。汝は聖者の者と聞く。朕を相してまいらせよと

太子三度まで辞退申させ給しかども、頻の勅宣なれば止がたくして、敬て相しまいらせ給。君は人に殺され給べき相ましますと。王の御気色かはらせ給て、なにと云証拠を以て此事を信ずべき。太子申させ給はく、御眼に赤き筋とをりて候。人にあだまるゝ相也。(崇峻天皇御書 昭定一三九六頁)

四、太子が南岳惠思禪師の後身であるとする記事

(例)

第三十二用明—聖徳太子用明の御子也

—厩戸王子—造四天王寺—

—上宮太子切、三守屋、立四十九院—
南岳大師後身也。救世観音垂迹也。

(和漢王代記 昭定二三五一頁)

類文 同二三四六・二四九六・二五二九頁

五、四天王寺の本尊が阿弥陀仏である記事

(例) 上宮太子仏法最初の寺と号して四天王寺を造立せしかども、阿弥陀仏を本尊として脇士には観音等四天王を造り副たり。(四菩薩造立鈔 昭定一六四七頁)

類文 同七二〇頁

六、仏法弘通に身を捨てた記事

(例) 夫釈尊は娑婆に入り。羅什は秦に入り。伝教尸那に入。提婆師子は身をすつ。葉王は臂をやく。上宮は手の皮をはく。釈迦菩薩は肉をうる。(開目鈔 昭定六〇九頁)

宗祖と『扶桑略記』

宗祖と『扶桑略記』

類文 同一二六二頁

七、太子伝を引用した記事

(例) 聖徳太子記云、我滅度後經ニ二百余年ニ山城國可立平安城¹⁰ (安国論御勸由來 昭定四二三頁)

類文 同六八一頁

八、太子を偉人とする伝承記事

(イ) 日本の聖徳太子は人王第三十二代用明天皇の御子なり。御年六歳の時、百濟・高麗・唐土より老人どもものわたりたりしを、六歳の太子我弟子なりとをほせありしかば、彼老人ども又合掌して我師なり等¹¹。不思議なりし事なり。(開目鈔 昭定五七四頁)

(ロ) 用明天王の御子聖徳太子と申せし人、びだつ(敏達)二年二月十五日、東に向て南無釈迦牟尼仏と唱て御舍利を御手より出し給て、同六年に法華経を誦誦し給ふ。(中興入道御消息 昭定一七二三頁)

さて以上の記事を試みに『扶桑略記』と『宝物集』の両書と比較してみると、一の仏法弘通と二の守屋討伐については『扶桑略記』にある仏教伝来の事情について述べてある所を参考にしたことは明らかであり、三についても同様の(10)の記事が『扶桑略記』崇峻天皇条にみえる。四の太子が恵思禅師の後身であるとする説は古くからあったようであるが、これについても『扶桑略記』敏達天皇六年六月条や推古天皇十五年五月条以下に関連記事がある。(11)五・六・七については両書共に関係する記事はみえない。(12)八の(イ)については『扶桑略記』敏達天皇六年十月条と同十二年条に、(ロ)については同書敏達天皇二年条に同様の(14)記事がみえる。このようにみると、聖徳太子に関する遺文についても『扶桑略記』を参照された可能性が強いと思われるのである。

四

前項のように遺文についてみると、『扶桑略記』を参照された場合のあることは否定出来ないと思われるが、同時に小泉氏の研究で明らかかなように、遺文と『宝物集』の一致する箇所も多くある。勿論、宗祖が他の参考文献を見られた可能性もあるが、明らかかな書名が出ていない現在では、説話的な面は『宝物集』を、仏教史的な面は『扶桑略記』を参照されたのではないかと考える次第である。そして、このことが論証されると、『宝物集』と同様に『扶桑略記』も宗祖の身辺に置かれていた可能性が出てくるのである。

〔註〕

- (1) 小泉弘編『古鈔本宝物集』研究篇(昭和四十八年 角川書店) 一八五頁以下参照。また同氏編『宝物集(中世古写本三種)』(昭和四十六年 古典文庫) 二七二頁以下参照。
- (2) 註(1)引用書研究篇二〇六頁。
- (3) 『昭和定本日蓮聖人遺文』(立正大学編) 一八三五頁。以下本文中では昭定と略称する。
- (4) 吉田幸一・小泉弘共編『宝物集 九冊本』(昭和四十四年 古典文庫) 四一六頁。
- (5) 註(1)引用書研究篇一九六頁に「日蓮の座右には、第二種本のみならず、同時に一巻本もまた存在していたことは、略断言してもよいことと思われる。」とある。
- (6) 拙稿『扶桑略記に関する一考察―日蓮聖人御遺文と関連して―』(関西学院院史学第十五号 昭和四十九年) 参照。
- (7) 註(6)引用拙稿参照。
- (8) 註(6)引用拙稿五四頁以下参照。
- (9) 崇峻天皇元年条(新訂増補国史大系本『扶桑略記』。以下の引用はいずれも同書による) 同冬。天皇召_レ厩戸皇子_一日。汝有_レ神意_一。複能相_レ人。宜_レ相_レ朕_一。皇子奏言。陛下玉_レ。実有_レ仁君相_一。然恐非命_レ。伏請。能守_レ左右。勿_レ容_レ奸客_一。天皇問言。何以知_レ之。皇子答曰。赤文貫_レ。是為_レ傷害相_一。天皇引_レ鏡_一。太驚。

宗祖と『扶桑略記』

宗祖と『扶桑略記』

略○後

(10) 林幹弥「太子信仰―その発生と発展―」(昭和四十七年 評論社)三六頁に淡海三船の詩中にこの思想が出ていることを掲げている。また坂本太郎「日本書紀と聖徳太子の伝記」(仏教史研究第五号 昭和四十六年)にも、太子の惠思後身説についてみえる。敏達天皇六年条

六月廿二日。相_レ当_レ陳大建九年。南岳思大師入寂之日也。由_レ靈応伝第四卷之文。引_レ合和漢年代曆_二計_レ之也。

私云。今案。聖徳太子。是南岳大師後身也。鑒真和尚云。聞。南岳思禪師遷化之後。託_レ生倭國王子。興_レ隆佛法。濟_レ度衆

生。倭國王子者。聖徳太子也。略○後

推古天皇十五年条。

秋七月。妹子遣_レ於大唐_一。○中 妹子到_レ彼。問_レ彼土人。遂届_レ衡山_一。如_レ太子命_一。入_レ自南溪_一。比_レ至門側_一。有_二一沙弥_一。在門之内_一。唱云。思禪師使人到来。有_二一老僧_一。策_レ杖而出。又有_二一老僧_一。相_レ繞而出。相_レ顧含_レ笑。妹子三拜。言語不_レ通。書_レ地而語。各贈_レ法服_一。老僧書_レ地曰。思禪師於_レ彼何号。妹子答曰。略○中 今有_二一聖徳太子_一。崇_レ尊_レ佛法。流_レ通_レ妙義。自_レ說_レ諸經_一。兼_レ製_レ義疏_一。承_レ其_レ令旨_一。取_レ昔身所持_レ複法華經一卷_一。余無_レ異_レ更_一。老僧等大歡。命_レ沙弥_一取_レ之。須臾取_レ經。納_二一漆篋_一而來。語_レ妹子_一曰。是_レ經并_レ篋。思禪師之所_レ持也。略○後

(12)

五の遺文について同文の記事は見えないが、四天王寺の仏像について『扶桑略記』推古天皇元年条に「是歳。四天王寺。始移_二難波荒陵東下_一矣。縁起云。略○中 金堂一字二重瓦葺。金銅救世觀音像一軀。四天王像四軀。金塗六重宝塔一基。金銅

仏舍利塔形一基。納_二入舍利拾參粒_一。講堂一字八間瓦葺。夏堂四間。金色丈六阿弥仏像一軀。冬堂四間。觀音一軀。歩廊一廻瓦葺八十間。二重中門一字瓦葺五間。金剛 食堂一字七間瓦葺二面庇。文殊菩薩像。毗頭盧比丘像」とある。(傍書引用者)

六の遺文中「上官は手の皮をはぐ」の文について『日蓮聖人遺文全集講義第九卷下 開目鈔』(昭和五十三年 ピタカ)の註解によれば「太子伝首書四に『推古二十二年、或鈔云当年正月太子御自筆梵網經を書写し給ひて外題に御手の皮を割て押し玉ふなり。今法隆寺の上宮王院にあり』といふ」とある。

七の遺文に關連するものとして次のような記事がある。
「上官聖徳太子伝補闕記」(『聖徳太子伝』昭和五十二年 臨川書店上卷五七頁)

先是太子巡_レ国至_二于山代楓野村_一、謂_二群臣_一曰、此地体南弊北塞、河注其前、龍常守護、後世必有_二帝王建_レ都。
「聖德太子伝曆」(前掲『聖德太子伝』上卷九四頁)

其日臨_二楓野大堰_一而宿。造_二飯宮於蜂岡之下_一。不_レ日而成_レ了。太子御_レ之。謂_二待臣_一曰、吾相_二此地_一。國之秀也。南開北塞。陽_レ南陰_レ北。河徑_二其前_一。東流成_レ順。高嶽之上。龍為_二窟宅_一。常臨擁護。東在_二殿神_一。西仰_二猛靈_一。二百歲後。有_二聖皇_一。再遷成_レ都。尚同書一〇五頁にも同類の文がある。

(13) 敏達天皇六年十月条。

遣_二大別王於百濟國_一。經論持來。略^中耳聰皇子奏日、兒情欲_レ見_二將來經論_一。天皇問_レ之。何由。皇子奏日、兒昔在_レ漢。住

衡山峰_一。歷_二數十身_一。修_レ行仏道_一。略^中天皇大奇。問云。汝年六歲。猶在_二朕前_一。何日在_レ漢。何以詐言。皇子奏日。兒之

前身。意之所_レ慮。天皇拍_レ手大異。略^後

同十二年条。

百濟國客日羅來朝。身有_二光明_一。状如_二火焰_一。厩戸王子相会清談。日羅合掌言。敬礼救世觀世音。伝燈東方粟散國。日羅大放_二身光_一。如_二火熾炎_一。王子亦自_二眉間_一放_レ光。如_二日暉枝_一。須臾即止。厩戸王子語_二左右_一云。兒昔在_レ漢。彼為_二弟子_一。略^後

(14) 敏達天皇二年条。

二月十五日。平旦。豐日皇子一男耳聰王子生始_二二歲_一。合掌東向。称_二南無仏_一。